

授業料等を不徴収とする部局間学生交流協定に基づく ジュネーヴ大学への派遣留学生募集要項 (2020年10月出発分)

ジュネーヴ大学文学部へ2020年10月から留学する交換留学生を、以下のとおり募集する。

ここでいう派遣留学生とは、授業料等を不徴収とするジュネーヴ大学文学部と京都大学文学部・文学研究科との部局間学生交流協定に基づいて本学の学部又は大学院に在籍しつつ、おおむね1年間の予定で教育を受けて単位を取得し又は研究指導を受ける交換留学生をいう。なお、京都大学文学研究科・文学部にあり、ジュネーヴ大学文学部には存在しない分野に関しては、本協定をジュネーヴ大学の相当する他の学部拡大して留学できる場合がある。

1. 応募資格

- ①文学部（3年次以上）・文学研究科正規課程に在籍する者
- ②留学期間が1年以内の者
- ③休学することなく留学する者（本学の授業料は納め、留学先での授業料等は徴収されない。）

2. 募集人員 2名

3. 必要語学 フランス語

4. 応募書類等（文学部内選考用） ①申請書は文学研究科のHP「留学情報」のページより「部局間交流協定申請書」をダウンロードすること。

- ①申請書（様式1-1, 1-2）
- ②成績証明書・学部1年から現在まで（和文・原本）
- ③語学力証明書 フランス語に関するもの。文学研究科教員による証明書も可。

（注）文学部内での選考により出願が許可された者は、その後ジュネーヴ大学への出願書類（申請書、履歴書、志望理由書、推薦書等：すべてフランス語で作成）を京都大学文学部を通じて提出することになる。

申請書類はジュネーヴ大学のウェブサイト（<http://www.unige.ch/index.html>）よりダウンロードすること。

5. 募集締切

2019年10月4日（金） 厳守

提出先：文学研究科教務掛

提出様式：全て紙媒体にて申請すること

6. 選考・採否の決定

応募書類により文学研究科内で選考（必要に応じ面接）を行い、10月中旬に通知する。
被推薦者は決定後ジュネーヴ大学での出願書類（4.（注）参照）を提出しなければならない。
なお、最終的な留学の可否は相手校が決定するので、学内選考に通っても必ず留学できるとは限らない。

7. 留学後の報告

派遣学生は帰国後、所定の「報告書」（様式2-1, 2-2）を速やかに提出すること。

8. その他

- ・派遣学生は出発までに必ず救援費・治療費が無制限の日本の海外旅行保険等に加入すること。
- ・ジュネーヴにおいては所定の税金を納める必要がある。
- ・出発までに「海外渡航届」を文学部教務掛に提出すること。